

令和6年度 財務省政策評価実施計画等(案)について

1. 令和6年度財務省政策評価実施計画等(案)について	1
2. 令和6年度実施計画(案)における「政策の目標」の体系図	2
3. 令和6年度実施計画(案)における主な変更点	3
(1)政府税制調査会への諮問等を踏まえた総合目標2(税制)等への反映	4
(2)総合目標における「テーマ」及び「測定指標」の主な変更・追加について ..	5
(3)政策目標における「施策」の主な変更・追加について	6
【参考】 財務省におけるデジタル化の取組一覧	7
【参考】 過去5年間における測定指標の推移	9

■ 財務省の政策評価の基本的な枠組み

- 財務省は、政府全体の政策評価法等を踏まえ策定した財務省の基本計画に基づき、その主要な政策分野全てを対象とした目標管理型の実績評価方式により、政策評価（評価期間は4月から翌年3月末まで）を行っています。

（注）上記基本計画（期間は令和5年度から5年間）は、財務省として政策評価の目的や実施方針等の基本的事項を記載。

- 実施計画策定にあたっては、政策評価懇談会を開催し、外部有識者の方々からのご意見を踏まえ、毎年3月末までに策定・公表しております。

2. 令和6年度実施計画(案)における「政策の目標」の体系図

財務省の「政策の目標」の体系図(令和6年度版)

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。
 納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政 (総合目標1)

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(基礎的財政収支)黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制 (総合目標2)

デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化・グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理 (総合目標3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム (総合目標4)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済 (総合目標5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営 (総合目標6)

総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

健全な財政の確保 (政策目標1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現 (政策目標2)

- 2-1 物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 (政策目標3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
- 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策の基本目標(総合目標)

各政策分野の目標(政策目標)

(注) 昨年度からの変更箇所 政府税制調査会への諮問、令和6年度税制改正の大綱を踏まえた変更(下線部)
 総合目標6から「新型コロナウイルス感染症への対応」の文言を削除

3. 令和6年度実施計画(案)における主な変更点

令和6年度実施計画(案)は、昨年度と同様の33の「政策の目標」を設定しておりますが、令和5年度実施計画から、主に以下の変更を加えています。

内閣の基本方針等に沿った取組内容等の見直し

令和5年度の実施計画策定時以降に発出・決定された内閣の基本方針である「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)等及び現下の政策課題における財務省の取組内容を記載しました。

3. (1) 政府税制調査会への諮問等を踏まえた総合目標2(税制)等への反映

○ 「税制調査会への諮問」(令和6年1月25日)

デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したこれからの税制のあり方について審議を求める。

令和5年度 総合目標2

財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入両面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進める

諮問を
反映

令和6年度 総合目標2

デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

また、政策目標2-1についても令和6年度税制改正の大綱を踏まえて、変更しました。

令和5年度 政策目標2-1

成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

税制改正
大綱を反映

令和6年度 政策目標2-1

物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

3. (2) 総合目標における「テーマ」及び「測定指標」の主な変更・追加について

「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)において、外交・安全保障の強化として、「G7が結束し、食料、保健など地球規模課題等への取組を進め、いわゆるグローバル・サウスへの関与を強化するとともに、対露制裁並びにウクライナ及び周辺国への強力な支援を推進する」とされたことを踏まえ、総合目標5のテーマである総5-1:「世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む」に以下の変更を行いました。

目標	変更内容
○総5-1 (世界経済関係)	外交・安全保障の強化として、対露制裁並びにウクライナ及び周辺国への支援を強力に推進するとともに、いわゆるグローバル・サウスへの関与を強化していくことを取組内容に追加しました。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震への対応を踏まえ、総合目標6のテーマである総6-1:「デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」の測定指標である総6-1-B-2:「自然災害からの復興への取組」に以下の変更を行いました。

目標	変更内容
○総6-1の測定指標 総6-1-B-2 (自然災害からの復興関係)	自然災害からの復興への取組として、令和6年能登半島地震の復興に全力で取り組んでいくことを指標の内容に追加しました。

3. (3)政策目標における「施策」の主な変更・追加について

目標	変更内容
<p>○政1-1-2 (財政広報関係)</p>	<p>国民に対して、財政を含めた持続可能な社会・経済への関心を高めるべく、フューチャー・デザイン(※)の考え方を活用した取組を推進していくことを取組内容に追加しました。</p> <p>※ 将来世代は現在の政策決定に意思を反映できないという問題意識に立ち、現世代が将来可能性(将来世代の利益のために行動しようとする潜在的意欲)を発揮できる社会の仕組みをデザインすること</p>
<p>○政6-1-3 (アジアにおける地域金融協力関係)</p>	<p>我が国の持続的成長のため、太平洋島嶼国、太平洋地域の国々との経済関係を深めていくことが重要であることから、令和5年10月に初の次官級の日フィジー財務協議を開催しており、今後も同地域との協力を推進していくことを取組内容に追加しました。</p>
<p>○政6-2-2 (国際協力銀行(JBIC)を通じた支援関係)</p>	<p>令和5年10月に、株式会社国際協力銀行法の一部改正法(令和5年4月成立)が全面施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し、そして国際協調によるウクライナ復興支援への参画が可能となりました。こうした枠組も活用し、開発途上国等を支援すると共に、日本企業の国際競争力の維持・向上を支援していくことを取組内容に追加しました。</p> <p>※ 同様の趣旨を政6-3-1(日本企業の海外展開支援関係)の取組内容及び測定指標(政6-3-1-B-2)の目標に追加しました。</p>
<p>○政6-2-2 (ウクライナ支援関係)</p>	<p>国際社会ではウクライナの復旧・復興を見据えた議論も進んでいることから、財務省は、復旧・復興に向けた民間資金動員の促進のために、令和5年2月に設立された、民間セクターへの保証業務を行う世界銀行グループの多数国投資保証機関(MIGA)のウクライナ復興・経済支援(SURE)信託基金に、第1号ドナーとして貢献しています。加えて、主に、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行(EBRD)において、日本は主要ドナーとして、令和5年12月に合意されたウクライナの復旧・復興支援のための増資に参画しています。引き続き、ウクライナにおける経済復興を力強く推進する観点から、EBRD等の国際開発金融機関(MDBs)を通じて、主に民間セクターにおけるウクライナ支援の強化に向けて取り組んでいくこと等を取組内容に追加しました。</p>
<p>○政7-1-1 (政府関係金融機関関係)</p>	<p>令和6年能登半島地震について、日本政策金融公庫等による「令和6年能登半島地震特別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」等を災害救助法の適用を受けた新潟県、富山県、石川県及び福井県の市町村に適用するなどの措置を講じており、被災企業の資金繰りを支援していくことを取組内容に追加しました。</p>

【参考】財務省におけるデジタル化の取組一覧①

※令和6年度実施計画(案)より抜粋

1. 財政

財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、パンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会等の広報活動に積極的に取り組みます【政策目標1-1(施策1-1-2)】。

2. 税制

パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を行います【政策目標2-1(施策2-1-2)】。

3. 国債

海外IRの実施に当たっては、オンラインも活用した投資家への個別訪問を中心に行い、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供に努めます【政策目標3-1(施策3-1-3)】。

「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」を引き続き開催する(オンライン開催等を含む)とともに、個別にヒアリングを実施し、市場参加者との緊密な意見交換を行います【政策目標3-1(施策3-1-4)】。

4. 国有財産

5G基地局の設置場所、サテライトオフィスの提供場所として、庁舎等を提供します【政策目標3-3(施策3-3-1)】。

公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組について、引き続き推進します【政策目標3-3(施策3-3-3)】。

5. 通貨

CBDC(中央銀行デジタル通貨)を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます【総合目標4(テーマ4-2)】。

6. 貿易

日本に途上国税関の職員を招へいする受入研修、日本の税関職員を専門家として途上国に派遣する専門家派遣等によって知的支援を実施するとともに、特にWCOに対しては技術協力に特化した資金的貢献も行っています。なお、受入研修等については、新型コロナウイルス感染症の影響により主にオンライン方式で開催していましたが、すでに対面形式での交流・セミナー等を再開しました。一方で、その開催目的・テーマ、人数などを考慮して、オンライン方式による開催が適切な場合もあると考えられ、双方のメリットを比較考量しながら開催方式を決定・実施していきます【政策目標5-2(施策5-2-2)】。

【参考】財務省におけるデジタル化の取組一覧②

※令和6年度実施計画(案)より抜粋

7. 税関手続

税関が保有するビッグデータ(輸出入申告等)を解析し、輸入事後調査の立入選定業務支援や輸入申告に対する検査選定支援として引き続き活用していきます【政策目標5-3(施策5-3-1)】。

AEO制度の更なる普及、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進など、輸出入通関、保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めていきます。また、産業界からの要望を踏まえ、原産地証明書の真正性を確保しつつ一層迅速なやり取りを可能とするために、貿易相手国との原産地証明書のデータ交換の取組を進めます。日インドネシアEPAについては令和5年6月から原産地証明書のデータ交換を開始したところであり、さらにタイ及びASEANとの間においても、早期実現に向け、国内関係省庁等と連携して、相手国との協議を進めていきます。加えて、「明日の日本を支える観光ビジョン」も踏まえ、入国旅客の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を実現するため、Eゲート(税関検査場電子申告ゲート)等の適切な運用に努めます【政策目標5-3(施策5-3-3)】。

税関ホームページにおいて、原産地規則、AEO制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、「税関チャットボット」の内容等について随時見直しを行います。さらに「税関X(旧Twitter)」、「税関公式フェイスブックページ」及び動画共有サイト「税関チャンネル」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます【政策目標5-3(施策5-3-5)】。

8. 国際政策

外為法令等遵守に係る説明会については、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題や外国為替検査等で特定した課題等に関する事項も含め、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が主催する機会や、オンラインを活用して実施しており、引き続き、説明会を月1回程度実施するよう目標値を設定しました【政策目標6-1(施策6-1-4)】。

投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、引き続き関係省庁と連携しつつ、e-Govを利用して一連の手続きをオンラインで完結できるよう検討を進めます【政策目標6-1(施策6-1-5)】。

開発途上国の税関当局に対しても、WCOをはじめとする国際機関等とも連携しながら、開発途上国自身が自立的に国際標準に則った形で、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化ができるよう支援することにより、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締り等に関する協力関係の強化に取り組んでいきます。同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。なおすでに対面形式での交流・セミナー等を再開した一方で、交流・セミナーにおける開催目的・テーマ、対象者や講師の所在、人数などを考慮して、オンライン方式による開催が適切な場合もあると考えられます。そのため、双方のメリットを比較考量しながら開催方式を決定・実施してまいります【政策目標6-2(施策6-2-4)】。

9. 地震再保険

地震保険検査の実施において検査予定日を早めに設定し日程調整を行うことや、必要に応じてオンラインによるヒアリングを活用することで、効果的・効率的な検査を行います【政策目標8-1(施策8-1-3)】。

10. 共済手続

共済手続は、令和6年度の申請届出手続のオンライン化や内部手続も含めたデジタル完結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います【政策目標9-1(施策9-1-2)】。

【参考】 過去5年間における測定指標の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合目標	16	16	16	16	16
(内 定量的測定指標)	1 〔1〕	1 〔1〕	1 〔1〕	1 〔1〕	1 〔1〕
(内 定性的測定指標)	15 〔15〕	15 〔15〕	15 〔15〕	15 〔15〕	15 〔15〕
政策目標	128	127	127	127	127
(内 定量的測定指標)	52 〔27〕	49 〔26〕	49 〔26〕	47 〔26〕	47 〔26〕
(内 定性的測定指標)	76 〔60〕	78 〔62〕	78 〔62〕	80 〔62〕	80 〔62〕
合計	144 〔103〕	143 〔104〕	143 〔104〕	143 〔104〕	143 〔104〕

(注)〔 〕内の数値は、主要な測定指標の数。